総務文教常任委員長報告

(R4.3.9)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過 概要と、その結果を報告いたします。

まず、第55号議案、令和3年度亀岡市一般会計補正予算の本委員会所管分でありますが、その主な内容は、

総務費では、「ふるさと力向上寄附金」総額見込みの増額等に伴い、 基金に積み立てる経費等の増額補正、

消防費では、京都中部広域消防組合負担金等の精算見込みによる 減額補正、

教育費では、南つつじケ丘小学校及び大成中学校のトイレ大規模 改修事業、また、東別院小学校をはじめ小・中学校体育館の非構造 部材耐震化事業を実施するための、学校建設事業費の増額補正、

学校の感染症対策を図り、学校教育活動を継続して保障するための、感染症対策・学習保障推進経費の増額補正、

公債費では、徴収猶予特例債分の減に伴う長期債償還金の減額 補正、利率確定等による長期債利子の減額補正であります。

なお、国庫補助金の追加配分を受けて実施する**学校建設事業費**や、 関係機関との協議・調整等に不測の日数を要した**災害対策事業費** などにおいて、繰越明許費が設定されております。

また、令和4年度当初からの計画的な事務執行を進めるため、 **亀岡川東学園スクールバス運行業務委託経費**について、 債務負担行為が設定されています。 採決にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響で来日できなかった**外国語指導助手設置経費**の減額について、子どもたちの教育に支障がないよう、ALTにこだわらず、市内の人材を活用するなど、工夫して外国語教育を進められたいとの意見がありました。

また、梅岩の里生誕地整備事業寄附金の**生涯学習振興基金積立金**の増額について、事業費がふくらまないよう、創意工夫して事業を 進められたいとの意見がありました。

本予算については、採決の結果、全員をもって原案可決すべき ものと決定しました。

次に、第63号議案から第65号議案までの令和3年度亀岡 財産区ほか2財産区特別会計補正予算でありますが、精算見込みに 基づき、財産管理費や基金積立金等、所要の金額を補正するもので あり、3議案とも、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって 原案可決すべきものと決定しました。

次に、第68号議案、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症及び 少子高齢化への対応が重なる保育所等に勤務する者の処遇改善の ため、給料月額の加算に関する規定を定めようとするものであり、 別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと 決定しました。

以上、簡単でありますが、本委員会の報告といたします。